

申請書類記載方法等

(令和7年度町内再開事業者等光熱水費等補助金)

【提出期限】

令和7年度分の補助金を受ける場合、補助金交付申請書、事業開始許可の写し、水道・電気料金の見込みを**6月30日(月)**までに浪江町産業振興課へ提出してください。期限以降に新規創業・事業再開する場合を除き、期限までに提出がない場合は補助金支給できない場合がございます。十分にご注意ください。

補助金申請の流れ

①補助金交付申請書・事業開始許可書写し・電気水道料金見込書

②補助金決定通知書

③変更承認申請書又は実績報告書、
電気料金・水道料金のがわかるもの

④補助金交付額確定通知書

⑤請求書

⑥補助金の支給

町内
再開
事業者

浪江町産業
振興課

【注意事項】

- 申請書の記載に当たっては、本紙及び記載例をよくご確認ください。
- 本年度より補助金交付条件が変更されています。受給条件を満たすかどうか、確認をお願いします。不明な場合は本紙下部に記載の連絡先までお問い合わせください。
- 住居と事業所等が一体となっている場合、住居部分と事業所等のそれぞれの床面積がわかる平面図を提出してください。
- 申請書類や書類提出の遅れが無いように注意してください。
- 下水道使用料に浄化槽の汲み取り料金は含みません。
- 提出書類は理由のいかんを問わず返却できません。特に領収証など手元に原本を残す必要があるものは必ず写しを提出してください。提出された書類は所有権を放棄したものとみなします。